

教育本部規程

(任 務)

第1条 教育本部は、理事会に直属する統轄部門であり理事会の諮問に答え、スキー、クロスカントリースキー及びスノーボード（以下、「スキー等」という。）の普及、指導、強化並びに安全対策を図るため、以下に掲げる事項を所轄する。

- (1) スキー等の指導者の育成及び強化
- (2) スキー等の傷害防止に関する調査研究、図書出版及び監修
- (3) スキー等の安全対策の確立
- (4) スキー等の指導、講習、検定の実施、図書出版及び監修
- (5) 公認スキー学校の公認審査及びメソッドの周知徹底
- (6) 公認資格者の審査、認定
- (7) 国際会議への派遣
- (8) 競技本部の要請に基づく協力体制の確立
- (9) 理事会の諮問に基づく前各号に関連する原案の作成
- (10) 前各号に関連する収支予算の原案の作成及び教育に関する事務処理

(組 織)

第2条 前条の任務を達成するために、次の各号に掲げる部及び委員会を置く。

- (1) 渉外部は、総務委員会、国際委員会を置く。
- (2) スキー部は、スキー部Ⅰに、スクール振興委員会、検定委員会、研修委員会、強化推進委員会を置き、スキー部Ⅱに、ジュニア振興委員会、クロスカントリー委員会を置く。
また、強化推進委員会には、スキーデモンストレーターチームを置く。
- (3) スノーボード部は、スノーボード委員会を置き、スノーボード委員会にスノーボードデモンストレーターチームを置く。
- (4) 安全対策部は、安全対策委員会を置く。
- (5) 教育本部直轄の諮問会を置く。

(役員及び委員)

第3条 教育本部には、本部長、副本部長及び担当理事を置き、前条の各部並びに各委員会等には、委員長、副委員長、専門委員、技術員、デモンストレーターを置く。ただし、必要に応じて教育本部顧問、学識経験者及び教育本部アドバイザーを置くことができる。

- 2 前項の本部長、副本部長、担当理事、教育本部顧問、教育本部アドバイザー、委員長、副委員長及び本部推薦による専門委員の選任については、理事会で決定し、会長が委嘱する。
- 3 専門委員、技術員は、別に定める教育本部専門委員及び技術員選出要領に基づき、各ブロックより、推薦された候補者中より、本部理事会において選出し、会長が委嘱する。
- 4 デモンストレーターは、別に定めるデモンストレーター選出基準及び要領に基づき、選考会において選出し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 5 委員及び専門委員の任期は、原則として2年とする。ただし、期間を定めることが適切

でないものについては、設置の都度、理事会で定める。デモンストレーターの任期は、別に定める。

6 委員及び専門委員の欠員又は職務遂行に不都合の生じた場合は、適時これを補充、交代することができる。ただし、任期は、前任者の残任期間とする。

(資 格)

第4条 公認規程に定める公認資格の他、生涯スキーリーダーの資格は、別に定める。

(職務分担)

第5条 委員及び専門委員の職務分担は、別に定める。

(会 議)

第6条 教育本部の会議は、別に定める。

(内 規)

第7条 教育本部に関する内規については、別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

昭和58年8月	改訂
昭和59年7月	改訂
昭和61年5月	改訂
昭和61年8月	改訂
昭和63年10月	改訂
平成2年11月	改訂
平成4年10月	改正
平成4年12月12日	改正
平成6年10月3日	改正
平成7年10月13日	改正
平成9年6月28日	改正
平成10年10月5日	改正
平成12年9月20日	改正
平成13年9月28日	改正
平成14年11月5日	改正
平成15年6月27日	改正
平成16年11月2日	改正
平成17年6月15日	改正
平成18年11月1日	改正
平成19年7月5日	改正
平成20年9月16日	改正
平成21年9月18日	改正
平成22年8月31日	改正
平成23年9月20日	改正

平成24年 9月26日 改正

平成25年 8月 9日 改正

平成26年 4月15日 改正

平成26年 7月15日 改正

平成28年 7月15日 改正

平成30年 7月 6日 改正